



# 山形県公報

令和6年5月7日(火)  
第500号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……555
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 山形県総合文化芸術館の利用料金……………(県民文化芸術振興課) ……556
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……562
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(建設企画課) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……564
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……566

## 告 示

### 山形県告示第363号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社CROVER	訪問看護ステーションはなはま 酒田市高砂二丁目1番17号	訪 問 看 護	令和 6. 5. 1

### 山形県告示第364号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社CROVER	訪問看護ステーションはなはま 酒田市高砂二丁目1番17号	介護予防訪問看護	令和 6. 5. 1

山形県告示第365号

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）第10条第2項の規定により、山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モールを除く。）の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

区分			金額					
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	全席使用	土曜日等	43,100円	62,100円	79,900円	105,200円	142,000円	185,100円
		上記以外の日	35,600円	53,200円	67,100円	88,800円	120,300円	155,900円
	1階席及び2階席使用	土曜日等	34,400円	49,600円	63,900円	84,000円	113,500円	147,900円
		上記以外の日	28,400円	42,500円	53,600円	70,900円	96,100円	124,500円
	1階席のみ使用	土曜日等	30,100円	43,400円	55,900円	73,500円	99,300円	129,400円
		上記以外の日	24,900円	37,200円	46,900円	62,100円	84,100円	109,000円
	ホワイエのみ使用							1平方メートル当たり 70円
	小楽屋1		700円	900円	900円	1,600円	1,800円	2,500円
	小楽屋2							
	小楽屋3		400円	500円	500円	900円	1,000円	1,400円
小楽屋4								
中楽屋1	全部使用	600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円	
	分割使用	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円	
中楽屋2		400円	600円	600円	1,000円	1,200円	1,600円	
中楽屋3								
大楽屋1		900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円	
大楽屋2		700円	900円	900円	1,600円	1,800円	2,500円	
大楽屋3								
スタジオ1		5,200円	6,400円	6,400円	11,600円	12,800円	18,000円	
スタジオ2	全部使用	5,800円	7,000円	7,000円	12,800円	14,000円	19,800円	
	分割使用	2,900円	3,500円	3,500円	6,400円	7,000円	9,900円	
練習室1		3,200円	3,900円	3,900円	7,100円	7,800円	11,000円	
練習室2		1,700円	2,100円	2,100円	3,800円	4,200円	5,900円	
練習室3		1,700円	2,000円	2,000円	3,700円	4,000円	5,700円	
練習室4		500円	600円	600円	1,100円	1,200円	1,700円	
会議室1		1,200円	1,400円	1,400円	2,600円	2,800円	4,000円	
会議室2								
会議室3								

ロビー		1平方メートル当たり 70円
ピロティ		1平方メートル当たり 10円
イベント広場		1平方メートル当たり 10円

備考

- 1 この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用いる。
- 2 大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。次項において同じ。）の使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円以上3,000円未満のときはこの表に掲げる額（以下「基本額」という。）の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円以上5,000円未満のときは基本額の2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円以上7,000円未満のときは基本額の2.5倍に相当する額、入場料金の額が7,000円以上のときは基本額の3倍に相当する額とする。
- 3 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、全席を使用した場合の基本額の2分の1に相当する額とする。
- 4 大ホール（ホワイエのみを使用する場合に限る。）、ロビー、ピロティ及びイベント広場の使用面積が1平方メートル未満であるとき又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 5 算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(2) 設備

イ 大ホール

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額
舞台設備	音響反射板	一式	4,000円	1,300円
	オーケストラピット	一式	4,420円	1,430円
	所作台	一式	6,650円	2,160円
	花道用所作台	一式	2,550円	820円
	仮設鳥屋囲い	一式	510円	160円
	松羽目	一式	1,730円	560円
	平台	1台	110円	30円
	開き足、箱足、木台	1台	50円	10円
	演台	一式	650円	210円
	司会者台	1台	330円	100円
	金びょうぶ	1双	1,320円	420円
	銀びょうぶ	1双	1,320円	420円
	鳥の子びょうぶ	1双	1,320円	420円
	国旗	1枚	100円	30円
	県旗	1枚	100円	30円
	吊 <small>つり</small> 看板	一式	500円	160円
	めくり台	1台	110円	30円
	人形立て	1本	50円	10円
	リノリウム	1枚	330円	100円
	地がすり	一式	730円	230円

	紗幕 <sup>しや</sup>	一式	860円	270円	
	緋毛せん <sup>ひ</sup>	1枚	120円	30円	
	紺毛せん	1枚	120円	30円	
	長座布団	1枚	220円	70円	
	高座用座布団	1枚	220円	70円	
	上敷ござ	1枚	110円	30円	
	指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）	一式	310円	100円	
	演奏者用譜面台	1台	90円	20円	
	演奏者用椅子	1脚	100円	30円	
	譜面灯	1台	70円	20円	
	コントラバス用椅子	1脚	110円	30円	
	ピアノ椅子	1脚	110円	30円	
ピアノ	グランドピアノ	1台	10,710円	3,480円	
映写設備	ビデオプロジェクター	一式	15,300円	4,970円	
	スクリーン	1張	1,730円	560円	
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,200円	390円	
	移動用モニター	1台	500円	160円	
音響設備	拡声装置（ダイナミックマイクロホン1本を含む。）	一式	2,660円	860円	
	三点吊 <sup>つり</sup> マイクロホン装置	一式	860円	270円	
	移動型スピーカー	1台	350円	110円	
	移動型アンプ	1台	510円	160円	
	16ch移動型ミキサー	1台	1,520円	490円	
	32ch移動型ミキサー	1台	3,040円	980円	
	ダイレクトボックス	1台	500円	160円	
	コンデンサーマイクロホン	1本	980円	310円	
	ダイナミックマイクロホン	1本	860円	270円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,050円	340円	
	マイクロホンスタンド	1本	250円	80円	
	録音再生機器	1台	1,200円	390円	
	照明設備	ボーダーライト	1列	1,050円	340円
		アッパーホリゾンライト	1列	1,320円	420円
ローアホリゾンライト		1列	1,320円	420円	
サスペンションライト		1列	1,590円	510円	
ブリッジライト		1列	2,380円	770円	
フロントサイドスポットライト		1区間	1,320円	420円	
第1シーリングスポットライト		1列	2,940円	950円	
第2シーリングスポットライト		1列	4,410円	1,430円	
トーマンタルスポットライト		1基	650円	210円	
バルコニススポットライト		1列	1,590円	510円	
フォロースポットライト		1台	3,300円	1,070円	
ストリップライト		1台	120円	30円	
スポットライト（500ワット以下）		1台	220円	70円	
スポットライト（500ワット超1キロワット以下）		1台	330円	100円	
スポットライト（1キロワット超）		1台	440円	140円	

	パーライト	1台	330円	100円
	LEDパーライト	1台	550円	170円
	ムービングライト	1台	4,000円	1,300円
	エフェクトスポットライト用効果マシン	1台	650円	210円
	先玉	1個	160円	50円
	ミラーボール	1台	650円	210円
	星球	一式	650円	210円
	スモークマシン	1台	1,320円	420円
	効果器	1台	650円	210円
	カラーフィルタ	1枚	150円	40円
	スタンド	1本	250円	80円
	ラダースタンド	1基	520円	160円
	2連アーム	1本	200円	60円
	平置きベース	1台	50円	10円
	移動型調光ボックス	1台	230円	70円
	据置型調光卓	1台	4,000円	1,300円
	移動型調光卓	1台	4,000円	1,300円
その他	持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 60円	1時間当たり 60円

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

ロ スタジオ及び練習室

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額
共通	演奏者用譜面台	1台	90円	20円
	コントラバス用椅子	1脚	110円	30円
	背ありピアノ椅子	1脚	110円	30円
	音響ユニット	一式	2,900円	940円
	移動式スピーカー	1台	330円	100円
	ダイナミックマイクロホン	1本	560円	180円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	810円	260円
	マイクロホンスタンド	1本	250円	80円
	ビデオプロジェクター	一式	1,010円	320円
	スクリーン	1張	300円	90円
	シャワー室	1室	500円	160円
		持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 60円
スタジオ1	簡易ステージ	1台	270円	80円
	指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）	一式	230円	70円
	グランドピアノ	1台	5,350円	1,730円
	LEDパーライト	1台	550円	170円

	調光操作卓	一式	1,220円	390円
スタジオ2	簡易ステージ	1台	270円	80円
	リノリウム	1枚	160円	50円
	グランドピアノ	1台	3,050円	990円
	LEDパーライト	1台	550円	170円
	調光操作卓	一式	1,220円	390円
練習室1	グランドピアノ	1台	3,050円	990円
練習室2	アップライトピアノ	1台	1,000円	320円
練習室4	ドラムセット	一式	910円	290円
	キーボード	一式	910円	290円
	ギターアンプ	1台	910円	290円
	ベースアンプ	1台	910円	290円
	音響ユニット	一式	3,560円	1,150円

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

ハ 会議室

設備名	単位	使用料の額	加算額
ビデオプロジェクター	一式	1,010円	320円
スクリーン	1張	300円	90円
持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 60円	1時間当たり 60円

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

ニ 多目的スペース

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額
	持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 60円	1時間当たり 60円
ピロティ及びイベント広場	テント	一式	1,300円	130円
	折り畳み机	1台	200円	20円
	折り畳み椅子	1脚	100円	10円
	音響ユニット	一式	2,360円	230円
	水道	1口	420円	40円

備考

- この表に定める額（持込み器具用電源設備に係るものを除く。）は、午前9時から午後10時までの間の1回当たりの使用料の額及び午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。
- 持込み器具用電源設備に係る使用料の額の算定は、持込み器具の定格消費電力の総計（キロワットに

よるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）により行うものとする。

(3) 施設の使用時間を超えて使用する場合の加算額

区分		加算額
大ホール	午前7時から 午前9時まで	(1)の表に定める午前9時から正午までの使用時間に係る金額を3で除した額に1.3を乗じた額
	午後10時から翌日 の午前0時まで	(1)の表に定める午後6時から午後10時までの使用時間に係る金額を4で除した額に1.3を乗じた額
小楽屋1		200円
小楽屋2		
小楽屋3		100円
小楽屋4		
中楽屋1	全部使用	200円
	分割使用	100円
中楽屋2		100円
中楽屋3		
大楽屋1		300円
大楽屋2		200円
大楽屋3		
スタジオ1		1,800円
スタジオ2	全部使用	1,900円
	分割使用	900円
練習室1		1,100円
練習室2		500円
練習室3		
練習室4		100円
会議室1		400円
会議室2		
会議室3		
ロビー		1平方メートル当たり 7円
ピロティ		1平方メートル当たり 1円
イベント広場		1平方メートル当たり 1円

備考

- 1 この表に定める額は、午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの加算額である。
- 2 (1)の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る使用料について同表の備考第2項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間に対する許可に係る使用のため当該使用時間を超えて大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る使用料の加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第2項の規定を適用した場合に得られる額」とする。
- 3 (1)の表に定める使用時間を超えて大ホールを使用した場合であって、当該使用時間に係る使用料について同表の備考第3項の規定の適用を受けたとき（当該使用時間を超えて専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用した場合に限る。）は、当該使用時間を超えて使用した大ホールに係る使用料の加算額については、この表中「金額」とあるのは、「金額に同表の備考第3項の規定を適用した場合に得られる額」とする。
- 4 この表により算出した利用料金の加算額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(4) 冷暖房を使用する場合の加算額

区分		加算額	
		冷房	暖房
大ホール	全席使用	9,130円	9,130円
	1階席及び2階席使用	7,300円	7,300円
	1階席のみ使用	6,390円	6,390円

備考

- 1 この表に定める額は、1時間当たりの加算額である。
- 2 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、1階席のみ使用した場合の額とする。

2 適用期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年5月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和6年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市鼠ヶ関字中道65番6から 同 77番6まで	旧	10.6メートル } 9.5	メートル 106
同 上	新	10.6メートル } 9.5	同 上
同 上		12.0メートル } 7.7	メートル 112

山形県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年5月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和6年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市鼠ヶ関字中道65番6から  
同 77番6まで
- 3 供用開始の期日 令和6年5月9日

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県建設事業情報総合管理システム運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年5月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和6年6月18日（火）午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県建設事業情報総合管理システム運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和6年7月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 平成31年4月以降に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、山形県建設事業情報総合管理システムと類似のシステムに係る運用管理業務又は開発業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。
- (7) 調達する役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。また、代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び仕様書等の貸出場所並びに契約に関する事務を担当する部署等

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2673

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規

則第9号。以下「規則」という。) 第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年5月29日（水）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月23日（木）午後4時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出するとともに、併せて3の(5)から(7)までに係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)から(10)までに係る事項を証明する書類（(8)に係る事項を証明する書類にあつては、(5)に掲げる要件を満たすことを証明するものに限る。）。以下「証明書等」という。）を提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Operation Management Service for the Yamagata Prefecture Construction Works Information Management System: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 18, 2024

(3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2673

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年3月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年5月7日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関9箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
ゆきわり養護学校	令和6年3月4日	松田委員	—
山形西高等学校	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
霞城学園高等学校	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
上山高等養護学校	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
寒河江警察署	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
博物館	令和6年3月14日	高橋委員	海老名委員
山形北高等学校	令和6年3月14日	高橋委員	海老名委員
天童高等学校	令和6年3月14日	高橋委員	海老名委員
上山警察署	令和6年3月14日	高橋委員	海老名委員

### 第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

#### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

##### イ ゆきわり養護学校

##### (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

学校徴収金について、多額の残金が発生したにもかかわらず、内部けん制が的確に機能せず、児童生徒等へ返金しないまま、次年度予算として執行するなど、事務処理が適切でないもの 2件 合計787,456円

主な事例は以下のとおり

令和4年度給食費会計

要返金額 645,239円

#### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

##### イ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（霞城学園高等学校）

(ロ) 支払の遅延等により、延滞金、遅収加算金等が発生させたもの（ゆきわり養護学校、山形北高等学校）

(ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（天童高等学校）

(ニ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（ゆきわり養護学校）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和6年2月13日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年5月7日

山形県監査委員 奥 山 誠 治  
 山形県監査委員 高 橋 啓 介  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
酒田光陵高等学校	前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの	前年度の収入調定管理表による改善に関して、定例的な収入調定だけでなく、数年おきに生じる財産管理による収入調定についても、漏れないよう収入調定管理表に確実に記載するとともに、担当者と管理職の引継書に要注意特記事項として記載し、再発防止の徹底を図る。
新庄北高等学校	執行管理体制が適切でないもの	旅費事務の進捗状況に関するチェックシートによる管理を徹底するとともに、毎月の職員会議で、旅行者の早期復命に関して指導を徹底するなど、執行管理体制の改善を図る。
新庄養護学校	執行管理体制が適切でないもの	期末手当及び勤勉手当の期間率決定に関するチェックリストを新たに作成するとともに、複数職員による給与関係規程や通知、算定基礎となる資料の確認を徹底する。また、給与主管課等と連携しながら、適正な事務執行を確保する。
米沢工業高等学校	支出事務が適切でないもの	旅費の支給について、複数職員による「旅行命令受付簿」の確認を徹底するとともに、事務室内で共有することで、確実に進捗管理を行う体制とする。併せて、管理職が早期復命等の指導を徹底することにより、支出の遅延防止を図る。
酒田特別支援学校	支出事務が適切でないもの	支出に関する管理表を事務室内で共有することで、事務処理状況等を複数職員で確認できるようにし、必要に応じて管理職が声がけを行う等により、組織として迅速な事務処理を図る。